

浜田市上下水道事業管理告示第 2 号

浜田市下水道排水設備指定工事店規程（令和 6 年上下水道事業管理規程第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、浜田市下水道排水設備指定工事店の指定を下記のとおり取り消したので、同規程第 13 条第 1 項第 4 号の規定により告示します。

令和 8 年 1 月 15 日

浜田市長 三 浦 大 紀

記

指定番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者氏名	指定取消年月日
K250201	森橋設備工事	浜田市上府町 イ 385 番地 1	森橋 勝志	令和 8 年 1 月 9 日